

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 17 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17H02472

研究課題名(和文) 社会関係・リスクの複合化と不法行為法の再構築

研究課題名(英文) Reconstruction of Tort Law in the Complexity of Social Relations and Risks

研究代表者

瀬川 信久 (SEGAWA, Nobuhisa)

早稲田大学・法学大学院(法務研究科・法務教育研究センター)・その他(招聘研究員)

研究者番号：10009847

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,800,000円

研究成果の概要(和文)：1990年代以後、新たな不法行為事件が増加している。本研究の目的は、不法行為法をこれら今日の問題に対応するものにするることである。そのために、原発事故、建設アスベスト訴訟、医事紛争、市場取引紛争、インターネット上の名誉毀損などの広範な事件を、「社会関係・リスクの複合化」という視点から具体的に検討した。そして、一般的な傾向として、保護法益と保護義務の拡大の動きを指摘し、それに伴い責任要件と効果で考慮すべき点を整理した。また、リスクの種類によって事故の発生の仕方が異なることを明らかにした。これらを踏まえて、法解釈論、立法論、制度論上の提言を具体的に行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

広い領域にわたる多数の個別事件の分析を踏まえて提示した不法行為法の理論は、未完成ではあるが、今日の諸問題に対する対応の基礎になると考えるものである。また、環境・生活、生命・医療、取引・市場の各領域の特性を考慮した、過失、保護法益、因果関係、損害等に関する個別の法解釈論、制度論の具体的な提言は、現実の諸事件に対しても有用な視点を提供するものである。本研究の成果は、全体として、法律学におけるリスク論に対する大きな貢献である。

研究成果の概要(英文)：In the 1990s, new torts proliferated. The purpose of this study is to make tort law theory compatible with today's tort cases. For this purpose, we investigated a variety of actual tort cases including those involving nuclear power plant accidents, asbestos construction materials diseases, life and medical service errors, market transactions troubles and online defamation. In this investigation, we examined the social background of these cases, including characteristics we tentatively labeled "complexity of social relations and risks." Our investigation made clear that today's tort case law has characteristic tendencies including extension of the interests protected and the multiplication of duties to protect, including some types of professional liability. It also made clear that risk realizes itself in a different ways according to the category of the risk. It concludes with a number of concrete proposals for legal interpretations, institutions and legislations.

研究分野：民事法学

キーワード：不法行為 共同不法行為 間接的侵害 リスク 医療事故 消費者被害

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

不法行為事件は、1990年代以後、それ以前と異なる様相を呈している。戦後から1980年代以前の重要な事件は、交通事故、公害訴訟、スモン事件等の薬害訴訟、欠陥車等の製造物事故、マスコミによる名誉毀損等であった。それぞれに対応させると、今日注目されているのは、自動車走行車による事故、景観訴訟、建設アスベスト訴訟、イレッサ薬害訴訟、個人情報の保護とインターネット上の名誉毀損、そして、原発事故訴訟、プラットフォームの責任事件等である。これらの新しい事件については、判例研究などの個別研究が進められている。しかし、近時4半世紀の事件の蓄積は、新たな不法行為法の構築を要請していると考えた。

### 2. 研究の目的

本共同研究は、上に述べた今日の不法行為事件の状況を「供給関係を中心とする社会関係の複合化」と「保護法益とリスクの拡大・多元化」という観点から分析し、その上でこれまでの不法行為法を「法規制の複合化」という視点から再構築することを目的とした。この目的のためには、今日の諸重要事件を踏まえて、不法行為法の要件、効果、制度目的を分析すると同時に、不法行為法の見方を多元化し、さらには、不法行為法以外の諸制度を視野に入れた制度システムを考えることが必要である。

### 3. 研究の方法

本研究の基本は、今日の不法行為事件の背景を明かにし、それとの関係で不法行為法を再構築することである。背景を明かにするためには、実際の法律問題をできる限り広範に分析・検討する必要がある。この共同研究では、近時の事件が集中している領域のうち、環境・生活基盤、取引・市場、生命・医療の領域について、調査担当の班を設置した。他方、不法行為法を再構築する際に、「社会関係・リスクの複合化」を基本的視座とし、理論的手掛かりを具体的な形で得るために、伝統的な法解釈学にとどまらず、比較法制史(ブリュッゲマイヤー教授との共同研究)、法政策学、さらに、リスク論、安全性マネジメント論等にも視野を広げた。

### 4. 研究成果

(1) 以上のような体制と方法によって、まず、今日の不法行為法の事件と対応には、保護法益と保護義務の拡大という傾向が、諸領域を通じて一般的にみられることを明らかにした。

このうち保護法益の拡大とは、古典的な不法行為の保護法益が財産・身体であったのに対し、生活・活動上の様々な利益を不法行為法の保護法益とする動きである。その中でもリスクに関わる問題として、身体侵害のおそれの惹起が不法行為の法益侵害になるかが、1980年代以降、廃棄物処理場事件、P4施設訴訟、国立感染症研究所事件、電磁波訴訟、シックハウス訴訟等において争われ、今世紀になると原発事故訴訟が提起された。化学物質、科学技術のリスクの問題は、環境・生活領域の諸事件で特に顕著である(後述(3))。

他方、保護義務の拡大とは、直接の侵害行為者以外の者に侵害防止義務を課しそれに基づく賠償責任を課すと同時に、事故抑止を図る動きである。古典的な不法行為法では、そのような責任は714条以下の特殊な不法行為と不作為の不法行為に限られていたが、判例は、1970年代後半から、安全配慮義務(雇用関係・公務員関係から始まり、その後、教育関係、宿泊施設、店舗等に及ぶ)、医師の責任を含む専門家責任、投資勧誘者・侵害手段の提供者・購入代金の融資者・広告媒体者の責任、国賠法の危険管理責任という形で、拡大してきた。そして、今世紀に入ると、インターネット取引の拡大に伴い、詐欺的なFX取引のためのバーチャルオフィスや証拠金等振込先口座の提供者、サクラサイトのための電子マネーサービス提供者の責任を認めている。さらに、プラットフォームの責任が重要になっている。これらは、間接関与を理由とする危険防止義務・危険防止責任であるが、基礎となる間接関与のあり方は多様である。例えば、広告媒体者の責任では侵害への助動的行為であるが、プラットフォームの責任では、システム管理の義務である。

この保護義務の責任は、作為義務違反に基づく点、契約責任か不法行為責任かが明確でない点、防止義務を履行していたら結果を回避できたかという「不作為の因果関係」が問題になる点で、伝統的な不法行為責任と構造が異なる。

以上は、得られた知見のうち領域を問わない一般的なものである。しかし、リスクの発現の仕方は領域によって異なる。環境領域では、生活する限り避けられないリスクが問題になることが多いが、医療のリスクは普通、疾病のリスクを回避するためのリスクであり、取引では、取引を介してリスクが現実化する。以下では、各領域の問題につき得られた知見を述べる。

#### (2) 環境・生活の領域

この領域では、東日本大震災に起因する原発事故訴訟と津波避難訴訟、および建設アスベスト訴訟を集中的に検討した。その検討によると、原発事故訴訟や建設アスベスト訴訟の問題は、伝統的な危険責任と違うところが多い。

最も重要な違いは、不確実なリスクによる損害発生である点である。特に、原発事故は、地震のような科学的に不確実な事象によっても発生し、発生する頻度は小さいが、一旦発生するとその損害は龐大となる性質のものである(ブラック・スワン問題)。自動車事故などは、頻発するが損害が相当程度に留まるので、保険でカバーできるが、原発事故は保険でカバーできず、国家の援助を必要とする。原発事故リスクのこの特色は、その不法行為責任の判断を従来と異なる

ものとしている。

まず、過失の要件では、原子力損害の国家賠償責任について、地震に関する科学的知見が不確実だった状況での国の過失が問題とされた。国に予めどこまで対応する義務があったかについて、財産的損害の場合には、過失の予見可能性・予見義務の判断において、予防原則的考慮をしつつハンドの定式によることが考えられる(この点については、福島原発事故の損害の主要部分が財産的損害であったことから、ハンドの定式の活用が許されるとするガイストフェルト教授の見解が参考になる)。次に、保護法益・違法性の判断では、自主避難者について低レベル放射線のリスクの扱いが争われた。いわゆる平穏生活権概念に、その科学的不確実性(予防原則的考慮)を組み込むことが必要である。

損害額の算定においても、リスクに対する不安に損害賠償を認めるべきかが問題になった。一般には、i リスクに伴う不安だけでは精神的損害の賠償を認めていない(ヘリコプターの墜落事件における死の恐怖で認容したのは例外である)。ii リスクと損害との因果関係が不確実な場合のリスク自体に伴う損害の賠償請求としては、水俣病未認定患者のチッソに対する賠償請求、医療事故における生存の相当程度の可能性侵害に関する請求(このケースはリスクが実現してしまっただけに特徴がある)があるが、いずれも部分的な賠償にとどまる。iii 福島原発事故による自主避難者の損害、及び滞在者の損害の一部では、リスク、不安を回避する被害者の行動に因る損害が問題になっている。

そして、通常権利法益侵害では高度の蓋然性を要求している(ルンバール事件最高裁判決)のに対し、医療事故における生存の相当程度の可能性侵害に関する最高裁判決が、因果関係の帰着点を前倒しにするために新たな権利法益を創出したことに着目すると、リスク自体に伴う損害の賠償は、既存の裁判例のように、a)生命・健康リスクが関連する場面で、b)加害者に高度の注意義務が課されていることを要件とすべきである。一方、リスク、不安自体に伴う精神的損害、又はリスク、不安を回避する被害者の行動から生じる損害が賠償されるためには、a)、b)のほか、c)被害者の行動が科学的に不適切とは言えない程度の社会的合理性を備えていることが必要であると考える。

以上のほか、複数の企業の製造物の累積的競合による建設アスベスト訴訟では、個々の行為が各被災者にとって現実の危険ではなく不確実なリスクであるため、個別的因果関係の証明が困難である。いくつかの下級審裁判例は、マーケットシェアを用いつつ、719条1項後段を類推適用して認めており、支持される。

イ)原発事故訴訟と津波避難訴訟では、「社会関係の複合化」も、「リスクの複合化」ほど顕著ではないが、みられる。すなわち、津波避難訴訟では、自然力に対する学校関係者等の対応や行政の事前の防災対応(国家賠償)が問題となった。行政の事前対応を怠った責任と、事故時の学校関係者の責任のいずれを重視すべきかが争われ、大川小学校控訴審判決(上告棄却、原判決維持)は、行政の事前の防災対応を怠った責任(いわゆる組織過失)を認めた。原発損害賠償訴訟では、上述のように、原子力損害賠償法に基づく原子力事業者の責任だけでなく、国家賠償責任が取り上げられ、両責任の関係と、国の責任の補充的性質が問題となった。国が原発事業を積極的に推進してきたことから、原子力事業者と対等の責任を負うのが適当だと考える。

ウ)第3に、公害のような継続的侵害、原発のような事故のリスクについては、損害が発生する前に差止請求が提起される。また、公害や原発、さらに解体時のアスベスト被曝については、行政の規制や刑事責任との関係も問題となる(「制度的複合化」)。刑事責任については、福島原発事故に関して、東電幹部の過失が問われ、東京地裁は過失責任を否定したが、ここでは、刑事の過失責任における予見可能性や結果回避義務違反が問題とされた。刑事責任では、(国家賠償責任を含めた)民事責任の過失に比べて厳格な判断が必要となる。

### (3) 生命・医療の領域

ア)医療事故においても、「リスクの複合化」がみられる。その原因は、まず、医療の不確実性と医療技術の適用範囲の拡大である。人体に対して適用される医療は、最初から完全なものとして実施することは難しく、ある程度の実験的・試行錯誤的要素が必要であり、多く使われることによって危険性が明らかになることがある。また、そのような不確実なものである医療技術がその範囲を拡大し、かつては施すことができなかった末期の治療、精神医療等に適用されるだけでなく、健康増進や美容目的にも用いられ、危険性発現の場面が拡大している。他方で、当事者の増加とそのかわりの複雑性という「社会関係の複合化」も進んでいる。すなわち、わが国の医療は、以前より保健医療という形で、複数当事者性の要素を有しているが、今日では、医師、患者だけでなく、医療供給体制を支える専門職(看護師やその他の多数のコメディカル)、医薬品の供給体制の当事者(製造業者、MR、許認可権者)、保健医療の当事者等がかかわって実現するますます複雑な構造となっている。その結果、その連携の不備や依存関係がリスクを生じさせることがある。以上のような当事者および関係の複雑さは、専門職だけでなく住民もかかわる地域医療への政策のシフト、遠隔医療・オンライン医療の拡大や、医療の国際化(医薬品市場の国際化、医療ツーリズムの拡大とそれにかかわる業者等の出現)等により、近時ではさらにその範囲を拡大させている。

イ)これらの問題点に対する責任判断を、学説と判例は、まず、責任の基礎となる注意義務の問題とし、訴訟当事者である医師が患者の法益に対しどのような注意義務を負っていたかという形で判断したが、その後、上に述べた医療の不確実性から生じるリスクの分配の問題に関しては、医師と患者を契約的にとらえることによって、インフォームドコンセントの理論を導入し、危険

を受ける患者に危険効用判断を行わせ、これにより契約・自己決定の要素を考慮した事前のリスク分配によって対応することが一般的になった。

しかし、このような中で、製薬会社の製造物責任が問われたイレッサ事件において、判例は、医薬品の添付文書が医師に向けられる点を重視して警告上の欠陥を否定するなど、訴訟当事者でない、供給体制における関係者の役割に言及している。これは、医療供給体制の一部である医師を通じた患者への情報提供を考慮しており、(契約ではない)システムの中でのリスク分配を考える視点を示唆している。また、長年にわたり、夫が医師と患者の間に入る形で遠隔診療が行われてきた事例においても、最高裁は従来の枠組みに基づいて医師の責任を否定したが、事案や原審での判断枠組み等は、複数当事者が関わった体制の不備やそこでの責任の分配のあり方の問題点を示した。

り)このような判例理論の状況を踏まえ、本研究では、さらに、保険診療下での医療契約のとらえ方や、医療契約の典型化に関する議論を検討し、制度的な対応を考察した。その結果、従来の議論がかつては立証責任の観点から、その後インフォームドコンセント法理を導くため契約理論を援用してきたが、現在は当事者の権利義務の明示のために、法典典型化という観点から医療契約論を論じていること、しかし、上記のようなリスクの複合化、当事者の多様化、関係の複雑化の観点からは不法行為規範に優位性があることを明らかにした。もっとも、新たな権利義務を発生させ根拠づけるための理論、不履行の場合の損害賠償だけでなく、現実の履行請求を根拠づけるための理論、かかわった当事者の個別の関係性を法律関係に反映させるための理論、医療システムにおける当事者が自ら義務を引き受け、自主的にそれを履行することを促すための理論等を考慮に入れると、なお、契約理論的要素を反映させるべき余地がある。これらの要素を不法行為制度と別に考えるか、不法行為制度に反映させるか、両者を共同した制度として考えるか等を、当事者が多様化、複雑化したシステムの中で検討すべきことが、今後の課題である。

#### (4) 取引・市場の領域

この領域においては、リスクは、取引という観点から、取引内容のリスク、あるいは、取引の仕方のリスクとして捉えられ、それをどのようにコントロールし分配すべきかが課題となる。従来、取引リスクでは、金融商品の売買における元本割れのリスクについての説明義務など、主に、二当事者間の取引を想定した契約締結過程における情報提供義務・説明義務を問題としてきたが、本研究では、現代社会における取引リスクの多様化・複合化に注目し、それに対する法的対応を検討した。その結果は、ア)取引の個別化と集団化、イ)取引環境の変化、ウ)取引の定型化と整理することができる。

ア)消費者取引においては、消費者の個別化と集団化が進展している。すなわち、2001年の消費者契約法の施行後、高齢化の進展等に伴い、消費者の合理的な判断ができない事情を事業者が利用して契約を締結する事例が生じた。そこで、2017年の消費者契約法改正は、過量契約の取消し(同法4条4項)、消費者の事情を考慮した情報の提供の努力義務(同法3条1項2号)、困惑取消し規定の追加(同法4条3項3~6号)を実現した。これらは、とりわけ契約締結過程の諸ルールにつき、個別消費者の事情を配慮する改正である。

他方で、適格消費者団体や特定適格消費者団体による訴訟は、個別の具体的事案を前提とせず、契約条項それ自体の停止等の請求(消費者契約法12条)や、共通義務確認訴訟の提起(消費者裁判手続特例法3条)を行う。そこでは個々の消費者の利益にとどまらない集団的消費者利益とは何か、集団的消費者利益の態様に応じた権利実現システムを構築するために、誰にどのような権利や権限を認めるべきか、といった問題が生ずる。

このように消費者の個別化と集団化が並行して進行していることが、現代の消費者法の特徴であり、個別・具体的な消費者の取引リスクの問題と、集団としての消費者の取引リスクの問題とが分化している。例えば、困惑取消し規定の追加により、消費者の「不安感」を消費者契約法の保護法益とすることが明示されたが、問題の分化という観点から見ると、これは、個別・具体的消費者に注目した立法改正の成果と位置付けることができる。

このような問題の分化を意識し、検討すべきリスクの類型化を目指した検討を行ったが、例えば、適格消費者団体の差止請求においても、契約の勧誘の個別的状況の考慮は必要であり、消費者の個別化と集団化は同一の基盤に立っているとも言える。そのため、問題の分化と共通性という観点は、今後の課題として残っている部分もある。

イ)近年、社会経済情勢の変化に伴う情報通信技術の発達・インターネット取引の普及等の影響を受け、電子商取引関連法の整備も進んできている。しかし、法制度が未整備な領域もあり、とりわけインターネットが社会のインフラとして不可欠の存在になっていることを背景に、消費者がネットショッピングやネットオークションなどの取引で不測の損害を被った場合に、ネットモールやネットオークションのシステムを構築・提供・運営している事業者(プラットフォーム運営業者)に何らかの責任が発生しないか、責任が発生する場合の要件と内容をどう考えるかが問題とされている。

この問題については、プラットフォーム運営業者の責任に焦点を当てる議論が多い。しかし、このような取引環境の変化に伴うリスクの変化は、プラットフォーム運営業者の責任に限られない。例えば、将来、公共交通機関の自動運転が実現した際には、誰がどのような要件の下に事故のリスクを引き受けるべきかの検討が必要になるが、プラットフォーム運営業者の責任についても、取引リスクの変化という観点から、誰がどのような要件の下にリスクを引き受けるべきかを検討する必要がある。こうした観点から検討してきたが、将来にもわたる極めて現代的な問

題であり、今後の課題として残されている部分もある。

り)上記の消費者の集団化にもかかわらず、取引環境の変化にもかかわらずの問題であるが、一人ひとりの個人の意思を反映させるのではなく、集団(ユーザー全体など)としての意思を反映させるべき取引が増加している。例えば、約款の一方的変更は、不特定多数のすべての相手方との間で定型的に許容されることが要請されるものであり、個別当事者の意思に変更の可否の根拠を求めるとはできないと考えられる。

また、電気・ガス・水道・電話のように制度への加入という性格を持つ契約の特殊性をどう捉えるかという問題がある。このような契約においては、個々の当事者の意思を尊重するだけでは内容の合理性を担保できないとして、「制度的契約」論が提唱されている。

こうした定型的な取引においては、個々の当事者の意思の尊重の要請は後退するという観点から、定型取引・制度的契約に関する検討を重ねてきたが、この問題は、私的自治・契約自由の根幹にかかわる問題であるだけに、従来の約款論の再吟味や定型約款概念につきなお検討すべき課題がなお残っている。

#### (5) その他の領域

本研究では、リスクの複合化と社会関係の複合化が交錯する問題として、自動走行の責任を検討した。自動車事故も他の事故と同じく、運転者や相手方の過失、自動車の不具合、天候、道路状況等の多様なリスク要因が複合的に現実化して生じるが、現行の自賠法は、運行供用者にその責任を集中させ、保険制度によって被害者の救済を図っている。このような現行制度は、様々なリスクを、運転者の過失に起因するものと擬制して、リスク発現の補償を行うことにより、自動車そのものの厳密な危険効用分析をすることなく、自動車を「安全なもの」として流通させることを可能にしている。これに対し、完全自動走行車では、事故の原因を運転者の過失に結びつけることができないため、自動車(完全自動走行車)の危険効用分析を、より厳密に行うことが必要になる。そこでは、従来、自動車の危険効用分析で十分に意識されていない社会的効用や、将来の効用との比較も問題となり、個人と社会の効用、世代間効用の比較など、大きな倫理的問題も生じる。これらの問題を析出し、完全自動走行車の導入の難しさを明らかにしたが、仮に導入する場合には、社会的な受容と事故の際の社会的な補償が必要であることを示し、その在り方の検討が今後の課題であることを示した。この点は、共同研究においてブリュッゲマイヤー教授がリスクの責任における「リスクの許容・甘受の社会的強制」として指摘したところである。

#### 引用文献

以下については、瀬川信久「不法行為法の将来」瀬川ほか編『民事責任法のフロンティア』、2019年、89-91頁、99-113頁を参照。

大塚直「平穏生活権と権利法益侵害・損害論 福島原発事故賠償集団訴訟判決を素材として」論及ジュリスト30号、2019年、106頁。

大塚直「建設アスベスト訴訟に関する大阪高裁二判決と今後の課題」判例時報2404号、2019年、300頁。

山口齊昭「医療契約の典型化に関する議論とその医療契約論への影響 - 債権法改正における議論から医療基本法の議論へ」安永正昭・鎌田薫・能見善久監修『債権法改正と民法学 契約(2)』、2018年、429-469頁。

後藤巻則「暴利行為と消費者契約法」松久三四彦ほか編『社会の変容と民法の課題[上巻]』、2018年、117頁、同「総則規定の問題点と課題」ジュリスト1527号、2019年、46頁。

山口齊昭「自動走行車における欠陥概念とその責任」松久三四彦ほか編『社会の変容と民法の課題[下巻]』2018年、331頁以下。

ブリュッゲマイヤー「民事不法行為法の基本構造(2)」早稲田法学95巻2号、2020年、331頁。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計44件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 瀬川信久共訳 ゲルト・ブリュッゲマイアー	4. 巻 95巻2号
2. 論文標題 民事不法行為法の基本構造(2・完) 英米法を考慮に入れたドイツ・フランス・日本の分析	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 313-332
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀬川信久共訳 ゲルト・ブリュッゲマイアー	4. 巻 95巻1号
2. 論文標題 民事不法行為法の基本構造(1) 英米法を考慮に入れたドイツ・フランス・日本の分析	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 373-402
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本佳幸、	4. 巻 10号
2. 論文標題 土壌汚染 川崎市土壌汚染訴訟控訴審判決	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 167-177
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 穴戸常寿 = 大屋雄裕 = 小塚荘一郎 = 佐藤一郎 = 橋本佳幸 = 森田果	4. 巻 29号
2. 論文標題 専門家責任 (座談会)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 128-146
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚直	4. 巻 87号
2. 論文標題 九州建設アスベスト訴訟福岡高裁判決(福岡高判令元・11・11)における製造者の責任	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Law & Technology	6. 最初と最後の頁 28-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚直	4. 巻 10号
2. 論文標題 原発民事差止訴訟の課題 大飯原発控訴審判決 名古屋高金沢支判平成30年7月4日判時2413 = 2414号71頁	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 61-84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚直、共訳、佐伯誠	4. 巻 10号
2. 論文標題 Cyril Bloch: 民事責任の自律的機能としての違法の差止	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 273-285
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚直	4. 巻 60号
2. 論文標題 建設アスベスト訴訟における石綿含有建材の製造販売企業の責任 建設アスベスト訴訟大阪高裁二判決 (大阪高裁平成30年8月31日, 大阪高裁平成30年9月20日)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 58-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚直	4. 巻 84号
2. 論文標題 検索事業者に対する削除請求決定（最決平29・1・31民集71巻1号63頁）に関する考察	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Law & Technology	6. 最初と最後の頁 35-44
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚直	4. 巻 2404号
2. 論文標題 建設アスベスト訴訟に関する大阪高裁二判決と今後の課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 300-307
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚直	4. 巻 29号
2. 論文標題 原子力損害賠償法の改正とその課題：責任の範囲及び責任主体の関係を中心として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 90-99
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口育昭	4. 巻 43号
2. 論文標題 占いサイトによる有料ポイントを費消させる行為が詐欺にあたるとして不法行為責任が認められた事例	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 68-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口齊昭	4. 巻 25号
2. 論文標題 名義貸与の依頼を承諾して自動車の名義上の所有者兼使用者となった者が、自賠法3条にいう運行供用者に当たるとされた事例	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 101-104
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口齊昭	4. 巻 19-2019前期
2. 論文標題 名義貸与の依頼を承諾して自動車の名義上の所有者兼使用者となった者が、自賠法3条にいう運行供用者に当たるとされた事例	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民事判例	6. 最初と最後の頁 96-99
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤巻則	4. 巻 196号
2. 論文標題 民法成年年齢引下げの意義と課題 財産法を中心にー	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法の支配	6. 最初と最後の頁 68-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀬川信久	4. 巻 30号
2. 論文標題 特集にあたって	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 90-91
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀬川信久	4. 巻 30号
2. 論文標題 震災関連訴訟が不法行為責任論に提起する諸問題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 129-135
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚直・瀬川信久・米村滋人・下山憲治	4. 巻 81号
2. 論文標題 拡大ワークショップ 震災・原発事故と不法行為法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 私法	6. 最初と最後の頁 98-100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚直	4. 巻 30号
2. 論文標題 平穏生活権と権利利益侵害・損害論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 106-114
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本佳幸	4. 巻 57号
2. 論文標題 事故被害者が傷害の症状等について不実の申告をして賠償金の支払を受ける行為による不法行為責任 (広島地判平成29年2月28日判タ1439号185頁)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 60-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本佳幸	4. 巻 456号
2. 論文標題 被害者側の過失	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 38-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本佳幸	4. 巻 241号
2. 論文標題 迷惑メールの大量送信 NTTドコモ仮処分申立事件(横浜地決平成13年10月29日)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『メディア判例百選[第2版]』別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 216-217
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚直	4. 巻 79号
2. 論文標題 神奈川建設アスベスト第1陣訴訟東京高裁判決(東京高判平29・10・27)における企業の責任	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Law & technology	6. 最初と最後の頁 1-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚直	4. 巻 8号
2. 論文標題 平穏生活権概念の展開 福島原発事故訴訟諸判決を題材として	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 1-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀬川信久	4. 巻 153巻
2. 論文標題 認知症高齢者による不法行為と家族の監督義務者責任（最高裁平成28年3月1日）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 698-715
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀬川信久	4. 巻 233
2. 論文標題 交通事故被害者の事故後の別原因による死亡と介護費用（最判平11年12月20日民集53巻9号2038頁）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 新美育文・山本豊・古笛恵子『交通事故判例百選[第5版]』別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 86 87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚直	4. 巻 233号
2. 論文標題 交通事故被害者の事故後の別原因による死亡と逸失利益（最一小判平成8・4・25）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 新美育文・山本豊・古笛恵子『交通事故判例百選第5版別』別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 84 85
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚直	4. 巻 42号
2. 論文標題 特集 最近の重要環境判例 化学物質過敏状態と安全配慮義務違反[東京高裁平成24.10.18判決]	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 環境法研究	6. 最初と最後の頁 88 100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚直	4. 巻 89巻11号
2. 論文標題 監督義務者責任を巡る対立する要請と制度設計	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 104 107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚直	4. 巻 79号
2. 論文標題 「神奈川建設アスベスト第1陣訴訟東京高裁判決 (東京高判平29・10・27) における企業の責任」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Law & technology	6. 最初と最後の頁 1-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚直	4. 巻 8号
2. 論文標題 「平穩生活権概念の展開 福島原発事故訴訟諸判決を題材として」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 環境法研究8号、	6. 最初と最後の頁 1-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚直	4. 巻 91巻1号
2. 論文標題 「事故調査による真相究明と、民事責任の事故抑止機能」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 84-88
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤巻則	4. 巻 第2集3号
2. 論文標題 消費者契約・事業者契約の規律	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 民法研究	6. 最初と最後の頁 27 - 39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤巻則	4. 巻 37号
2. 論文標題 不特定多数の消費者に向けられた事業者等による働きかけと消費者契約法12条1項および2項にいう『勧誘』	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 61 69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤巻則	4. 巻 1518号
2. 論文標題 「クロレラチラシ配布差止請求事件」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 平成29年度重要判例解説 ジュリスト臨時増刊	6. 最初と最後の頁 69-70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤巻則	4. 巻 1527号
2. 論文標題 「総則規定の問題点と課題」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 46-55
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口斉昭	4. 巻 46号
2. 論文標題 現代医療とライフ・スタイル - 医療における 人 の多様性の保護のあり方 - 水準外の医療	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 賠償科学	6. 最初と最後の頁 82 91
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口斉昭	4. 巻 46号
2. 論文標題 シンポジウム自動走行と自動車保険 - 運転者・運行供用者等の補償・賠償について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 交通法研究	6. 最初と最後の頁 46 - 58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口斉昭	4. 巻 238号
2. 論文標題 不法行為の被害者の相続人が遺族補償年金を受けた場合の損益相殺的調整 (最大判平成27年3月4日民集69巻2号178頁)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 窪田充見・森田宏樹『民法判例百選 (第8判)』別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 208 209
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山口斉昭	4. 巻 42号
2. 論文標題 「自動運転と法的責任」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 現代消費者法	6. 最初と最後の頁 52 - 59
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本佳幸	4. 巻 1104号
2. 論文標題 非営利法人と不法行為責任	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 N B L	6. 最初と最後の頁 36 - 43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本佳幸	4. 巻 233号
2. 論文標題 共同暴走行為と過失相殺 (最判平成20年7月4日交民集41巻4号829頁)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 新美育文・山本豊・古笛恵子『交通事故判例百選[第5版]』別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 164 165
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本佳幸	4. 巻 456号
2. 論文標題 「被害者側の過失」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 38-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 橋本佳幸	4. 巻 241号
2. 論文標題 迷惑メールの大量送信 NTTドコモ仮処分申立事件 (横山地決平成13年10月29日)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 長谷部恭男・山口いつ子・宍戸常寿『メディア判例百選[第2版]別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 216-217
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 瀬川信久
2. 発表標題 震災関連訴訟における過失論、損害論
3. 学会等名 日本私法学会ワークショップ「震災・原発事故と不法行為法」、東北大学、仙台
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 大塚直
2. 発表標題 平穩生活権概念の展開と原発事故訴訟
3. 学会等名 日本私法学会ワークショップ「震災・原発事故と不法行為法」、東北大学、仙台
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山口齊昭
2. 発表標題 (シンポジウム自動車走行と自動車保険) 運転者・運行供用者等の補償・賠償について
3. 学会等名 日本交通法学会(第48回大会)、2017年5月13日、弁護士会館2階講堂クレオ
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 橋本佳幸
2. 発表標題 非営利法人と不法行為責任
3. 学会等名 日本私法学会(第81回大会)、2017年10月8日、関西学院大学(西宮上ヶ原キャンパス)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計14件

1. 著者名 (分担執筆: 瀬川信久) 文元春編著	4. 発行年 2019年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 261 ( 62-74, 187-208 )
3. 書名 『中国不法行為法の研究』 「公平責任の適用範囲」 「補充責任の淵源問題」	

1. 著者名 (分担執筆: 橋本佳幸) 橋本佳幸・大久保邦彦・小池泰	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 363 ( 82-193, 249-253, 307-334 )
3. 書名 民法 事務管理・不当利得・不法行為 (第2版)	

1. 著者名 (分担執筆: 瀬川信久) 浦川道太郎先生、内田勝一先生、鎌田薫先生 古稀記念論文集 編集委員会編	4. 発行年 2017年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 794 ( 603-620 )
3. 書名 『早稲田民法学の現在』 「中間責任から間接的侵害へ 特殊不法行為からみた不法行為法学の過去・現在・未来」	

1. 著者名 (分担執筆: 瀬川信久) 瀬川信久 = 能見善久 = 佐藤岩昭 = 森田修編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 574 ( 87 - 116 )
3. 書名 『民事責任法のフロンティア』 「不法行為法の将来 保護法益と義務の拡大」	

1. 著者名 (分担執筆:大塚直)松久三四彦=池田雅則=後藤巻則=新堂明子=金山直樹=大島梨沙=水野謙編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 774(189-214)
3. 書名 『社会の変容と民法の課題 瀬川信久先生 吉田克己先生古稀記念論文集 下巻』「複数不法行為者の責任の関係に関する最近の議論について 最判平成13・3・13及び神奈川建設アスベスト訴訟東京高裁判決(東京高裁平成29・10・27)を中心として」	

1. 著者名 (分担執筆:大塚直)田高寛貴=太田勝造=加藤新太郎=大塚直編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 880(623-650)
3. 書名 『21世紀民事法学の挑戦(下巻)加藤雅信先生古稀記念』「共同不法行為・競合的不法行為と建設アスベスト訴訟判決について」	

1. 著者名 (分担執筆:大塚直)安永正昭・鎌田薫・能見善久監修	4. 発行年 2018年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 584(95-122)
3. 書名 『債権法改正と民法学 総論・総則』「債権法改正の不法行為法への影響」	

1. 著者名 (分担執筆:大塚直)瀬川信久=能見善久=佐藤岩昭=森田修編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 574(375-409)
3. 書名 『民事責任法のフロンティア』「差止請求権の根拠について」	

1. 著者名 (分担執筆：後藤巻則) 浦川道太郎先生、内田勝一先生、鎌田薫先生 古稀記念論文集 編集委員会編	4. 発行年 2017年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 794 ( 393 - 415 )
3. 書名 『早稲田民法学の現在』 「携帯電話利用契約にみる民法と消費者法」	

1. 著者名 (分担執筆：後藤巻則) 松久三四彦 = 池田雅則 = 後藤巻則 = 新堂明子 = 金山直樹 = 大島梨沙 = 水野謙編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 654 ( 117 - 141 )
3. 書名 『社会の変容と民法の課題 瀬川信久先生 吉田克己先生古稀記念論文集 上巻』 「暴利行為と消費者契約法」	

1. 著者名 (分担執筆：後藤巻則) 安永正昭・鎌田薫・能見善久監修	4. 発行年 2018年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 488 ( 313-350)
3. 書名 『債権法改正と民法学 契約(1)』 「公序良俗規定の意義と機能」	

1. 著者名 (分担執筆：山口斉昭) 浦川道太郎先生、内田勝一先生、鎌田薫先生 古稀記念論文集 編集委員会編	4. 発行年 2017年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 794 ( 49 - 71 )
3. 書名 『早稲田民法学の現在』 「ヘイトスピーチ規制に関する民事法の視点からの検討 京都朝鮮学校事件を素材として」	

1. 著者名 (分担執筆：山口齊昭) 安永正昭・鎌田薫・能見善久監修	4. 発行年 2018年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 488 ( 429-469 )
3. 書名 『債権法改正と民法学 契約(2)』	

1. 著者名 (分担執筆：山口齊昭) 道垣内弘人/片山直也/山口齊昭/青木則幸 編集委員	4. 発行年 2019年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 832 ( 593-631 )
3. 書名 近江幸治先生古稀記念論文集『社会の発展と民法学(下巻)』 「自賠償保険支払基準の拘束力」	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	後藤 巻則 (GOTO Makinori)  (20255045)	早稲田大学・法学大学院(法務研究科・法務教育研究センター)・教授  (32689)	
研究分担者	大塚 直 (OHTSUKA Tadashi)  (90143346)	早稲田大学・法学大学院・教授  (32689)	
研究分担者	山口 齊昭 (YAMAGUCHI Nariaki)  (00318320)	早稲田大学・法学大学院・教授  (32689)	

## 6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	橋本 佳幸  (HASHIMOTO Yoshiyuki)  (00273425)	京都大学・法学研究科・教授     (14301)	